

兵庫県公報

令和5年8月15日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|-------------------------------|-----|
| ○ 災害救助法に基づく救助の実施（災害対策課） | 1 |

告 示

兵庫県告示第853号の2

令和5年台風第7号に伴う災害による被害に関し、令和5年8月15日から香美町に災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定による救助を実施する。

なお、同法第13条第1項の規定により、救助に係る知事の職権の一部である、避難所の設置、被災した住宅の応急修理等を当該町の長が行うこととし、救助の実施期間については、災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）別表第1に規定された期間とする。

令和5年8月15日

兵庫県知事 齋藤元彦